

令和2年第4回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

- |         |                 |              |        |
|---------|-----------------|--------------|--------|
| 1. 開催日時 | 令和2年12月9日       | 健康づくり推進課長補佐  | 井上 理恵  |
| 1. 開催場所 | 西予市議会第3委員会室(午前) | 健康づくり推進課保健師長 | 宇都宮 弥生 |
|         | 西予市議会第1委員会室(午後) | 健康づくり推進課係長   | 土居 靖史  |
| 1. 開 会  | 令和2年12月9日       | 市民課長補佐       | 梶田 寿美子 |
|         | 午前 9時58分        | 市民課係長        | 二宮 夕子  |
| 1. 閉 会  | 令和2年12月9日       | 市民課係長        | 西村 由起  |
|         | 午後 3時05分        | 環境衛生課長補佐     | 大塚 義導  |

1. 出席委員

- 委員長 二宮 一朗  
副委員長 和気 数男  
委員 佐藤 恒夫  
委員 山本 英明  
委員 中村 敬治  
委員 酒井 宇之吉

1. 欠席委員

なし

1. 出席説明員

- 医療介護部長 山岡 薫彦  
生活福祉部長  
兼福祉事務所長 藤井 兼人  
生活福祉部産廃処理施設担当部長 酒井 信也  
西予市民病院事務長 大塚 進二  
野村病院事務長 松末 博  
長寿介護課長 宇都宮 積矢  
子育て支援課長 松田 禎子  
福祉課長 池田 いずみ  
健康づくり推進課長 沖村 智  
市民課長 松本 豊和  
環境衛生課長 兵頭 章夫  
野村生活福祉課長 河野 栄二  
医療対策室長 亀岡 敦志  
西予市民病院事務長補佐 竹内 寿男  
西予市民病院係長 稲葉 和司  
野村病院事務長補佐 富永 一彦  
野村病院係長 西森 潤  
長寿介護課長補佐 信宮 佳子  
長寿介護課係長 柴田 直樹  
長寿介護課係長 野本 伸治  
野村生活福祉課長補佐 井上 秀文  
子育て支援課長補佐 宇都宮 博  
子育て支援課係長 清家 亮  
子育て支援課係長 村上 真紀  
福祉課長補佐 大野本 敦  
福祉課係長 脇本 美登利

1. 出席議会事務局職員

書記 三好 祐介

1. 会議に付した事件

- 議案第121号 西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について  
議案第122号 西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議案第123号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について  
議案第124号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について  
議案第128号 西予市地域福祉基金条例を廃止する条例制定について  
議案第129号 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について  
議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)  
議案第132号 令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)  
議案第133号 令和2年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
議案第134号 令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)  
議案第135号 令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)  
議案第136号 財産の無償貸付について  
請願第2号 加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前9時58分

### ○和氣副委員長

これより令和2年第4回定例会厚生常任委員会を開会いたします。

開会にあたり委員長より挨拶があります。

### ○二宮委員長

委員長が挨拶を行う。

### ○和氣副委員長

次に、山岡医療介護部長より挨拶をよろしくお願いたします。

### ○山岡医療介護部長

山岡医療介護部長が挨拶を行う。

### ○和氣副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際には、委員長の許可を得て発言をしてください。

また、委員会室への携帯電話の持ち込みはご遠慮ください。

これより先の進行は委員長が行います。

【医療介護部】

【医療対策室】

### ○二宮委員長

ただいまより本日の会議を開きます。

それでは議案審査に入ります。

まず、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」医療対策室所管分を議題といたします。

亀岡室長の説明を求めます。

### ○亀岡医療対策室長

議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」医療対策室関係予算の御説明を申し上げます。

今回の補正は、八幡浜地区施設事務組合負担金の繰越確定によります減額及び外国人活用推進事業の新型コロナの影響によりまして不要となった経費について減額補正するものでございます。

補正予算書23ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金ですが、八幡浜地区施設事務組合の議会が終了しまして、一次救急、休日・夜間診療所事業の人件費見直し及び前年度繰越金額の確定によります各市町の負担金額が確定したことによりまして23万7000円を減額しております。

これに伴う歳入予算となりますが、予算書15ページをお開きください。

この事業起債を充てておりまして、休日・夜間急患センター運営負担金事業、20款市債、1項市債、9目衛生債、1節保健衛生債を30万円減額しております。

続きまして、予算書22ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、外国人材活用推進事業におきまして、7節報償費62万5000円、8節旅費82万円、12節委託料244万7000円の合計389万2000円を減額しております。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、外国人材の入国・受入れが遅れ、不要となった経費を減額するものでございます。

これに伴う歳入につきましては、予算書12ページをお開きいただければと思います。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、8目総務費国庫補助金、地方創生推進交付金493万4000円の内149万4000円を減額しております。

また、補正予算書14ページになります。

ふるさと応援基金繰入金2362万6000円減額しておりますが、その内197万5000円を減額しております。合計346万9000円を減額しているところでございます。

以上で、医療対策室分の説明を終わります。

御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

### ○二宮委員長

亀岡室長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

### ○中村委員

先ほど説明がありました予算書22ページの外国人材活用推進事業で389万2000円の減額ということですが、以前説明があったかと思いますが、もう一度、どこの国から何人ぐらいの方を受け入れる予定で進めておったのか。その辺御説明いただいたらと思います。

### ○亀岡医療対策室長

どちらの国から受入れをとという御質問でありますが、前回は御説明申し上げましたが、モンゴル国から2名を介護人材として市内に受入れを予

定しております。コロナ関係事情で人材の日本語の講習であったりそういったことが遅れておまして、今回の受入れ、入国が遅れているものでございます。

#### ○中村委員

そうしますと、日本にもまだ来られてないと、今言われたモンゴルで今後こちらに来るに当たっての研修を今も引き続き受けられておるとい状態と理解していいのでしょうか。

#### ○亀岡医療対策室長

本国のモンゴル国で日本語講習等を今受けている状態でございます。

#### ○二宮委員長

その他ございませんか。

#### ○酒井委員

実を言いましたら、これ理事者側で、モンゴルの国の労働者というよりも研修生、そういうことのパイプを大きくしてやろうとする一つの行政姿勢が見えたわけですけども、これがどれぐらい進んでおりますか。

例えば、この介護の病院だけではなくに、農業研修生とか、労働力の研修生だとか、農業研修、いろんな研修とのパイプは、これ部長に聞かんといけんかもしれませんけれども、このあたりがどれぐらい進んでおります。

ベトナムもありや中国もある、フィリピンもある、民間はそちらのほうが多いんですけども、モンゴルをターゲットにした形が、乙亥相撲の関係とかいろんなつながりがあってしてるわけです。それらも我々は理解してる所でございます。

しかし、これがコロナで一旦ストップしてるのか、今後このようなことが発展的な研修生制度をしっかりと西予市の中で、こちらが受入れ体制の条例だとかちゃんとしたものを、全部のやつじゃなしに、対モンゴルとの協調でつくるような予定とか、そういうものは考えておりませんか。

現在ストップしてるような感じがするんでお尋ねします。

#### ○山岡医療介護部長

こういった状況ですので、状況としては少しストップしているという、大きな状況の説明となりますが、具体的に言いますと、この件は私ども医療介護部の部分だけではなく、委員言われたように、市全体のことです市長としては考えを持ってるところでありまして、産業分野、それからまた

相撲分野、そういったところで、昨年、相撲交流事業ということで、子どもたちが向こうに行きまして、ちょうどドンドゴビ県との交流という形で、相撲交流をさせていただいたところから、また昨年の乙亥相撲には、向こうの知事も訪問いただいて、今後のそういう相撲だけでなく、いろんな交流をしたいということで、そういった話で進めているところで、窓口的にはまちづくり推進課が全体的な調整をしているところでして、こちらからの訪問も実は今年度市長が行くような計画してたんですけど、そういったところも、こういう状況下で向こうに行けないという状況でストップしている状況であります。また、その件は、一応今そういうことで停滞しているところでありますけど、関係課で連携として進めていくような計画をしているところです。

まだ具体的には進んでませんが、そういったことで、相撲、あるいは産業とかの交流を向こう側としてもしていきたい、またこちら側としてもそれを契機にいろんな形での交流をしていきたいというふうなことを考えているところです。今後、そういったことも、具体的にまた進めていくようなことを今検討しているところでございます。

#### ○二宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時14分)

#### ○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午前10時18分)

その他質疑ございませんか。

#### ○山本委員

今の酒井委員の質問のお答えで大体わかったんですけども、今後、ターゲットをモンゴルに絞ってずっと人材の交流をしていくのか、またちょっと他の国のことも考えていくのか、他の産業の部分はさておいて、医療の部分に関して、まだ国の情勢もあると思いますので、今後の予定といたしますか、戦略といたしますか、そんなところを今の段階でわかっておるところがあれば教えていただけたらと思います。

#### ○山岡医療介護部長

こういった取組は、市だけでなく、市内の民間法人と連携して進めているところです。

昨年度から、特に、医療介護の外国人人材推進について、市内で主な法人と連携会議を持ってます。西予総合福祉会、野城総合福祉協会等々と医療介護分の外国人人材の推進で、既にEPAとか、

それから、技能実習を活用してその法人は入れられてる実績がありますので、どういったことが問題かというようなこととかも含めて、それを解決してうまくやっていけるということを連携していこうということでそういった会議も持っています。ですので、そういった中では、ベトナムとか、それから、近々野城ではミャンマーから入ってくると、もう日本には来ているというふうに聞いてますので、そういう事例も検討させてもらいながら、そういったパイプも共有しながら、市内全体でまた、市のほうでは、モンゴルがうまくいけばこう広げていくとか、そういったことを進めていく考えですので、現時点では、先ほど説明したところで人材を活用推進していこうということですが、その中では、またいろんな連携の取組が出てくるんじゃないかというふうには考えてます。

#### ○二宮委員長

その他ございませんか。

#### ○佐藤委員

22 ページ、八幡浜地区施設事務組合負担金事業、この事業というのは多分特老の青石寮だろうと思うんですが、ここには、例えば三瓶地区のほうは何人ぐらい入れられてるかわかりますか。

#### ○亀岡医療対策室長

こちらの事業は特老の分ではなくて、八幡浜にあります一次救急、救急・夜間診療所分の負担金でございます。それで、八幡浜市と伊方町そして三瓶地区の人口割となっておりますが、前回も少しあったんですけど、人口割とはいえ当初のときからですが、当初のときから言いますと今では人口割合よりは負担金額は少なくなってます。

#### ○酒井委員

その件ですけどもね、負担金が、うちは人口割が実際高いんですよ。だから、八幡浜地区施設事務組合のときにも発言をさしてもらったんだけど、見直す形をいつか行政から向こうへ出さんと、最初の合併の 16 年前のそのままになっとるんですよ。それから改定してる。

#### ○亀岡医療対策室長

してないです。

#### ○酒井委員

してないでしょ。そのしてないやつをしっかりと広域消防の問題もあるけど、実際はそちらのほうも大分施設がこの 16 年間に外れてしましまして、し尿とかいろんなもんが、ある程度広域で残って

るのそこだけぐらいですよ。だからその人口割を変えてもらう、形を見直ししてもらうのは、事務方で話をして、そして政治の中で話するという形の段取りをしてくださいますよ。人口割いつまでもやられてたらこたわない。議会のほうにも何かを突破口にして八幡浜行政とのいろいろな問題を解決したいなという考え方がありますんで。

#### ○亀岡医療対策室長

西予市分が当初から 12%、八幡浜市が 75.4%、伊方町が 12.6%の負担割合でやっております。これが人口割合にしますと 13.何%いくと思いますので、西予市の負担金額が上がるということになります、そこら辺は政治的な判断もあると思いますし、議会で決定されることですので、今後職員からも協議を進めていきたいと思っております。

#### ○酒井委員

私言っておきますけど、これ何ぼ言うたってこたわんのよ。というのは、施設事務組合の議会で全体の議決権持ってるのが、半数以上が八幡浜が持ってるんですよ。だから物申しても否決される。その辺りも含めて何か対応考えないと。

広域の消防の問題もあるし、救急車の問題もあるし、ここらの突破口から何らかの、もう議事録残ってもいいですから、揺さぶりをかけていかなと。

この間南予用水の水道の見直しをしてくれって、八幡浜の大城市長から出ると言ったけど、それらも含めて、16 年も経って 18 年目を迎えて、何らかの形でいろんな形のものを見直しせんといけん時期に来てると思うんです。八幡浜も水問題は見直ししたいと言っている。自分の勝手いいとこばかり見直ししたいと言ったっていけんやけん。その辺りも含めて、部長、調整の話が出たということを書いてください。

#### ○二宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 26 分)

#### ○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 27 分)

その他、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮委員長

ないようですので以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りをいたします。

議案第 131 号「令和 2 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」の医療対策室所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

### ○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 28 分）

### 【病院】

### ○二宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 29 分）

次に、議案第 135 号「令和 2 年度西予市病院事業会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

大塚事務長の説明を求めます。

### ○大塚西予市民病院事務長

それでは、議案説明の前に、西予市立病院の新型コロナウイルス感染症の診療検査体制について簡単に御説明させていただけたらと思います。

事前にお配りいたしました資料を御覧いただけたらと思います。

資料②11 月 16 日以降の診療検査体制について、2 ページ目を御覧ください。

インフルエンザ流行期に備えた外来診療・検査体制のフロー図ですけれども、2 月から西予市民病院、野村病院で開設しておりました帰国者・接触者外来が、11 月 16 日から、かかりつけ医等の身近な医療機関としての診療・検査医療機関となっております。

市立病院だけでなく、市内の全ての医療機関ではございませんが、身近な医院や診療所などの多くの医療機関が、新型コロナウイルスの疑い患者を含む発熱患者の診療検査を行う体制となっております。西予市民病院と野村病院も診療・検査医療機関として、発熱患者の診療・検査を行っております。

さらに、西予市民病院では、そのフロー図の下にあります診療・検査医療機関とは別に、市内医療機関からの依頼による検査を行っております。

### ○二宮委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 32 分）

### ○二宮委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 33 分）

大塚事務長、続きをお願いいたします。

### ○大塚西予市民病院事務長

続いて、資料③に、県内診療・検査医療機関の状況ということで、これは県がホームページで公表しております資料を添付しております。

西予市内の医療機関の診療・検査の状況は、そういった状況になっておりますので、また参考までに御覧ください。

それでは、議案第 135 号「令和 2 年度西予市病院事業会計補正予算（第 4 号）」西予市民病院分について御説明申し上げます。

今回の補正は、新たに特別交付税で措置されることになった不採算地区の中核的な公立病院に対する財政措置に基づく、一般会計補助金、新型コロナウイルス感染症に係る経費と補助金、マイナンバーカード活用によるオンライン資格確認システム整備に係る経費と補助金及び院内清掃業務委託に係る債務負担行為、この大きく 4 つについての補正でございます。

御手元の予算書 2 ページをお開きください。

第 5 条債務負担行為でございますが、現在、西予市民病院の院内清掃業務は、会計年度任用職員である清掃員が行っております。この清掃業務には業務マニュアルがなく、宇和病院時代からの業務経験の積み重ねにより清掃を実施しております。

今回、新型コロナウイルス感染症の流行により、病院の衛生管理の重要性を改めて認識し、これまで以上に衛生的な院内環境を実現するため、病院清掃の認定を有する事業者から令和 3 年 4 月から業務委託するため、債務負担行為を設定するものであります。

予算書 22 ページをお開きください。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、3 目経費、11 節修繕費 260 万円でございますが、新型コロナウイルスに係る補助金を活用して、院内感染防止対策として、院内の空気を適正に加湿するため、外気処理空調機の加湿用フィルターを交換する経費でございます。15 節賃借料 150 万円でございますが、市内医療機関からの依頼を受けて、発熱患者の新型コロナウイルス検査を実施するプレハブのレンタル費用でございます。

続いて、21 ページへお戻りください。

1 款病院事業収益、2 項医業外収益、2 目他会計補助金 1190 万 1000 円の減額及び 3 目補助金 2974 万 1000 円の増額でございますが、補正予算

第1号から第3号において、新型コロナウイルス関連経費の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする一般会計補助金を計上しておりましたが、その後、新型コロナウイルス関連の県補助金が創設されたので、県補助金を増額して、一般会計補助金を減額する財源の組替えを行うものです。

4目負担金及び交付金、1節一般会計負担金1億1233万9000円でございますが、今年度、不採算地の中核的な公立病院に対する特別交付税措置が創設されたことによる一般会計の繰入金を計上するものでございます。

続いて、予算書24ページをお開きください。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目固定資産購入費、1節医療器械購入費2565万円でございますが、新型コロナウイルス関連の県補助金を活用して、移動型X線発生装置、超音波診断装置などを整備する経費でございます。3節備品購入費271万3000円でございますが、令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用することになり、それに合わせてオンライン資格確認を可能とするためのシステム導入経費でございます。

23ページにお戻りください。

1款資本的収入、5項補助金、1目一般会計補助金及び3目県補助金でございますが、21ページの1款病院事業収益と同じでありまして、補正予算第1号から第3号において、新型コロナウイルス関連経費の財源として一般会計補助金を計上しておりましたが、その後、新型コロナウイルス関連の県補助金が創設されたので、県補助金を2540万5000円増額し、一般会計補助金を246万5000円減額する財源の組替えを行うものです。

2目国庫補助金95万1000円でございますが、支出で説明いたしましたマイナンバーカードによるオンライン資格確認に必要なシステム導入に対する補助金でございます。

新型コロナウイルス関連の経費及び財源の組替えにつきましては、これも事前に配信しております資料①を御覧いただけたらと思います。これまでの第1号から第3号までの補正予算を今回の補正予算でどのように組替えたのかの一覧表でございます。現在の西予市民病院における新型コロナウイルス関連予算は、資料の右側上段オレンジ色の合計欄の中の事業費、合計が一番下になります、

事業費5031万9000円が、現在西予市民病院の新型コロナウイルス関連予算となっております。対する補助金は、一番右の上の合計欄の5514万6000円となっております。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいませようお願い申し上げます。

## ○二宮委員長

大塚事務長の説明は終わりました。

引き続き、野村病院の説明をお願いしたいと思います。

## ○松末野村病院事務長

続きまして、野村病院分について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う補助金及びマイナンバー活用によるオンライン資格の確認の整備に係る財源並びに、経費の補助を行うものでございます。

補正予算書26ページをお開きください。

1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費、6節消耗備品費1万3000円、15節賃借料30万1000円を増額しております。これは、補正予算第3号で計上いたしました非接触式体温計を2台から3台に増加したこと。また、補正予算第2号で計上いたしました帰国者・接触者外来用のプレハブの設置費用であります電気工事の変更により、賃借料を増額したものでございます。17節委託料においては290万円を減額しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による患者減少に伴い、CTやMRIの検査数が減少したため、遠隔画像診断委託料300万円を減額するものであります。また、発熱外来用プレハブの建築基準法確認申請委託料10万円を新たに計上するものでございます。

25ページにお戻りください。

1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金138万8000円を減額し、3目補助金、2節県補助金1093万8000円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症に対応するため、補正予算第2号及び第3号で計上しておりました地方創生臨時交付金を財源とした一般会計繰入金を県の補助事業が創設されたことにより、財源組替えのため減額し、県補助金を計上するものでございます。

次に、28ページをお開きください。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目固定資産

購入費、1 節医療器械購入費 1402 万 5000 円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症関連の補助金を活用し、人工呼吸器及び除細動器を購入するものでございます。また、今年度末でサポート期間が終了する画像レポートシステムの更新費用を計上するものでございます。2 節備品購入費 193 万円を計上しておりますが、これは、オンライン資格確認を導入するためのシステム改修費 238 万 6000 円の増額及び補正第 3 号で計上し、病室に設置しました簡易陰圧器の設置費用の実績により 45 万 6000 円を減額するものでございます。

次に、27 ページにお戻りください。

1 款資本的収入、5 項補助金、1 目一般会計補助金及び 3 目県補助金でございますが、これは、新型コロナウイルス感染症に対応するため、補正予算第 2 号及び第 3 号で計上しておりました地方創生臨時交付金を財源とした一般会計繰入金を県の補助事業が新設されたことにより、財源組替えをするため、一般会計補助金 558 万円を減額し、県補助金 1341 万円を増額するものでございます。

次に、2 項国庫補助金、1 節国庫補助金 100 万 1000 円を計上しておりますが、これは、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになり、令和 3 年 3 月にオンライン資格確認が開始されるに当たり、システム改修を行うための財源である補助金を受け入れるために計上するものでございます。

以上で、野村病院分の説明を終わります。

御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

### ○二宮委員長

以上で両病院よりの説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 47 分)

### ○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 48 分)

質疑はございませんか。

### ○山本委員

購入物品でいろいろ細かく分けられておったので、今テレビや新聞等で聞きますと医療用手袋が非常に不足して値上がりしておるといいうわさを聞くんですけどもそういうような影響は西予市にはまだないですか。

### ○大塚西予市民病院事務長

手袋につきましては、確かに不足の状況で値段が高騰しておる状況ですけれども、国・県からの支給もでございます。値段は高いなりに購入もできておりますので、現在のところ不足という状態ではございません。

### ○二宮委員長

その他質疑はございませんか。

### ○中村委員

2 ページの西予市民病院院内清掃業務委託ということについて、先ほど、来年 4 月から新型コロナ対応ということでより専門性の高い業者に委託したいという経費だという説明があったわけですが、今委託しておる清掃業者は市内の業者なのかどうか、また専門性の高い技術力のある清掃業者ということになると市外業者になる可能性があるのかどうか。まずその辺の現状と、債務負担ですから年度内に委託契約を結ぶわけですけれども、その流れ、そういう想定されることについてできれば市内業者を活用いただきたいと思うわけですけれども、それができるのかできないのか、その辺お尋ねいたします。

### ○大塚西予市民病院事務長

まず、現在の委託業者ということでございますけれども、現在は会計年度任用職員が実施しております。委託は行っておりません。臨時職員で院内独自の過去の経験に基づいての清掃を行っております。そのため今回専門業者に委託をしたいという考えになったわけですが、現在仕様で考えておりますのが、医療法施行規則に基づく医療関連サービスマーク認定事業者というところを受託の条件に加えたいと考えております。その事業者が、市内におきましては、現在のところ、本社としてある事業所はないかと認識しております。支店としてあるところは 1 社あるかと存じておりますが、その他、この周辺病院で委託を受けておる病院など、指名願の出ている業者の中から選定をしたいとは考えております。

業務委託の流れですけれども、今回議決いただきましたら、1 月末には入札・契約を行いまして、年度内にその事業者が従業員の募集ということを行い、募集教育の上で、4 月から事業委託、業務開始という流れを想定しております。

### ○中村委員

できるだけ西予市の方が雇用されるような方向

で御努力をいただけたらありがたいなと思っております。

また、これは西予市民病院ということで債務負担行為を組まれるようですが、野村病院はどうされるのか。その点についてもお伺いしたいと思います。

#### ○松末野村病院事務長

市民病院なんですけど、清掃業務については、会計年度任用職員の清掃員の方が清掃業務を今に行っているということでもあります。

野村病院の場合は、病室については看護補助者、いわゆる助手さんという方です。廊下等については、ボイラー管理の職員が、施設管理員ですけど、機器を使って清掃を行うということでもあります。

市民病院と野村病院、病床数についても、市民病院が154床、野村病院が88床といったような施設規模が異なります。そういうことでもありますので、市民病院としては清掃業務として、はっきりとした業務が確立されているというふうに思っておりますが、野村病院については、そこまでの業務がないというふうに考えておりますので、引き続き、会計年度任用職員で清掃を行っていきたいと思いますが、衛生管理という点につきましては、職員が感染防止対策をとるのはもちろんでありますけども、そういった衛生管理のことについても研究しながら進めていきたいというふうに考えております。

#### ○中村委員

同じ市民病院ですので、格差があっては市民の側から見るとちょっと困るわけですので、ぜひともそういう専門業者が来年度から入れば、そういうところを見習えるところがあればしっかり見習っていただいて、野村病院の清掃業務をよりレベルアップしていただきたいと思っております。よろしく願います。

#### ○酒井委員

今の中村委員の発言ですけれども、市民が困るようでは困るということなんですけど。現在清掃関係でクレームなんか市民からついています？

ただ今回の場合はコロナ対策で来年度予算に対して債務負担行為で対応したいということでしょう、そうでしょう。だから、特に病院の規模によっては、私は選択肢はあると思うんですよ。だから両方とも一緒にするというか、会計も違いますし、そして、先ほどまたこれ別な質問するんです

けども、不採算病院の交付金をいただいていますね。これは、市民病院だけなんです。野村病院は、不採算病院の交付金はもらってないです。その辺りの病院によってはやり方がやっぱ違ってくると思うんです。今のところ、債務負担行為にしても。ですから、これのどういうところでこれが出るのかちょっとお聞きするんですよ。先ほど、私、中村委員の意見違うんで、その辺り申し上げましたけども、市民病院の不採算地区病院の、これは一般会計から出てるんですよ。これが一般会計は国からこの金額と同じやつが出るんですか。

#### ○大塚西予市民病院事務長

特別交付税の算定におきましては、繰出金の8割が交付税措置されるということで、一般会計にはこの繰出金の8割が特別交付税として収入されるということになるかと思われま。

#### ○酒井委員

ということはこの金額の8割が交付税でもらって、その上に、2割は市の一般会計の上乗せで出ると、そういう解釈でよろしいですか。

#### ○大塚西予市民病院事務長

そのとおりでございます。

#### ○二宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時57分)

#### ○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午前10時59分)

#### ○山岡医療介護部長

まず先ほどの中村委員からの御質問についてなんですけども、清掃委託業務の両病院での均衡というか取組について、画一性をとらなくちゃいけないんじゃないかというふうな点に関する点の補足説明なんですけども、先ほど事務長からもありましたように、施設規模等、また特にトイレの数とかも市民病院が非常に多いと。それからまた感染症病床も有しているというふうなところもござい。

そういったところを現時点で判断して、そういった取組を市民病院は来年度から行うということで、今のところ、野村病院は適正にそういったことが行われているということとして、他の取組についても、両病院で確かに違うところもござい。そういったところで、状況を見ながら一定のレベルを確保できるように進めているところですし、また今後もおっしゃったことは注意して取り組んでいきたいと思っておりますので、そうい



たことで御理解いただけたらと思います。

もう1点、不採算地区の病院の財政支援についての制度について触れさせていただいたらと思うんですけど、これについては従来から、不採算地区病院に対する自治体への支援はございました。今まで病床数150床までの病院しか該当がなかったわけですが、制度改正で、今年度開設されて、今回500床まで、そこが拡充されましたので、市民病院が新たに今年度から該当するようになった。また額についてはそういう細かい制度がありますので若干違ってくるんですけど、そういう部分での改正により今回予算計上しているものがあります。

なお不採算地区というのは、いわゆる過疎地域で経営条件が厳しい地域において、二次救急とか、災害の拠点となるような中核的な公立病院の機能を維持するために国が定めている地方財政措置です。地域医療構想を進めるためにそういった支援が必要ということで進められているものです。

その要件としては、例えば、病院、半径5キロ以内が10万人未満とか、あるいは二次救急をやっているとか、あるいは僻地医療の拠点病院の指定を受けているとか、そういったことも要件の中にあります。そこが今まで野村病院だけが該当していたんですけど、今回から市民病院も該当するようになった。全国的にそういったことが必要ということでの改正ということで御理解いただけたらと思います。

#### ○二宮委員長

その他質疑はございませんか。

#### ○酒井委員

業者の選定で、西予市1業者、他の業者と言いますが、これも厚労省とかの認可が必要だと思えますので、今病院の清掃ができる業者というのは今のところどういう分布図ですか。支店は西予市に1社あるという発言でしたけども、八幡浜にあるのは知ってるんですよ。このあたりどういう分布の仕方されてます。来年度もし入れるとしたら、現在のところどのくらいの会社は何件ぐらいどこにありますか。

#### ○大塚西予市民病院事務長

申し訳ありません。そこまで精査できておりません。また、これから調べてお知らせいたしたいと思えます。

今回の債務負担行為におきましては、先ほど申

しました資格を持っておる業者で指名願が出ておる業者の内から参考見積りということで、3社見積りをいただいた中の中間価格ということでさせていただいております。また、実際の入札におきましては、入札審査会等で業者の選定になるかと思われま。

#### ○酒井委員

もう1点、必ず病院の補正予算に備品購入が出るんですけども、結局病院の場合は、機器が何年か経つと新しい機器に変えるわけですけども、企業サイドでいうとリースでやるのが普通なんです。全額購入にしてしまうことにしようなんですけども、ある程度年数が来たらすぐ取替えられるような備品の仕様をリースでやれるような方法ってのは今まで考えたことないんでしょうか。

#### ○大塚西予市民病院事務長

備品、医療機器のリースによる導入ですけども、御指摘のとおり、改めてそのような方法が可能かどうか検討させていただきます。

#### ○山岡医療介護部長

そういったことで検討はしていくわけですけども、今も物によったらリースしている部分もあります。特に、医療機器等は非常に高額となりますので、リースとした場合、今自治体に対しては、地方財政措置として、借入金、起債償還に対する交付税措置がございまして、これ、一般の民間の病院ではなかなかこういったことはないんですけども、借入金を利用してそれを購入した場合、今の場合、西予市ですと過疎地域に指定されてますので、その借入れの半分は過疎債が利用できます。過疎債の場合7割の交付税算入があります。また、あと半分は公営企業債を借入れます。ですので、借入金の半分は過疎債、半分は公営企業債で、そっちの部分は5割の財政支援がありますので、並べていくと6割程度の支援、補助金ではありませんけど、借入金を返していく段階でそういった交付税算入があるので、財政支援、返していく部分にもそういう支援がある。ちょっと補助金的な見方もできなくはないと思うんですけど、そういう部分があるので、そういった方法が、そこら辺は物によって金額によって、市のあるいは病院の負担が少なくなるようなところを考えているところでして、そういったことも総合的に含めて検討してまいりたいと思えます。

#### ○酒井委員

なるほどわかりました。わかりましたが、補助金というのは、目当てがあって補助金出してもらうからこの器械を買うという後追いになるんですね。積極的な医療機器の購入にはならないと思うんですよ。最先端の技術を入れるために、それを入れたいというときにやったら、大体今まで補助金を先にもらいに行って、補助金がなかったら入れないってことになるんですよ。その辺りをこれからもリース等、その辺りも考えて、多少財源的に高くついても、新しい医療器械を入れて、そしたら補助金の場合は適化法がありますので、機種によっては補助金適化があったから、傷んでもいつまでも使わなきゃいけないという問題があります。その辺りも含めて、柔軟な運用をお願いしたいと思います。

#### ○二宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時08分)

#### ○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午前11時14分)

その他質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮委員長

なければ以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第135号「令和2年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時14分)

#### 【請願】

#### ○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午前11時39分)

次に、請願第2号「加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書」を議題といたします。

請願の内容につきましては、先日配信しておりますので朗読は省略とさせていただきます。

これより審査に入ります。

質疑、御意見のある方は挙手をお願いしたいと

思います。

#### ○酒井委員

私よく耳がよく聞こえるほうなんで、目のほうが悪いんで老眼鏡かけたりするんですけど。これ金額的にどれぐらいのものであればどれぐらい聞こえて、非常に高額とかいう形になっておりますけど、一般的に2万円ぐらいとテレビで宣伝してるやつもありますし、どんな状態か聞かしてもらったと思うんですが、和気委員わかりますか。

#### ○二宮委員長

今の酒井委員の質問ですけども、この請願書の中に、補聴器の価格が片耳当たり、おおむね15万円から30万円で保険適用がないため、全額自己負担となっているというふうな請願の内容はございます。

#### ○酒井委員

その中で、実情2万円で、テレビ配信してるところもあれば、それがよく聞こえたという人もおりますし、その辺りの実情が、その人それぞれによって大分違ってきてるんじゃないかと思うんですが、どのような実情であるか、賛同者の和気委員に実情を説明していただきたいと思うんですが。

#### ○和気副委員長

余り詳しく知っとるわけではないんですが、実際に討論されておるところの中では、20万円、ここには50万円と書いてあるんですが、かなり高額なものということで、低額なものがあるというようなことは私は余り知識はありません。そういった状況なんです。

#### ○酒井委員

私の亡くなった家内の父親が、最初は低額のやつ入れてました。次に、水の中、風呂の中へつけたからということで、換えるときに、宣伝してる人が愛媛県でやってる業者ですけども、買いました、今度これがガーガーガー言うということでまた換えた。次にもまたガーガーガー言うて換えた。そして3回目ぐらいに最終50万円ぐらいのやつ買ったと思います。ですから、これはちょっと限度がわからない、状態もわからない状態で、人それぞれの違う形の中で、この請願書だけでは内容が実態がつかめないと。2万円で非常にいいという人も聞いておりますし、ということで私の意見として述べさせていただきます。

#### ○二宮委員長

その他御意見ございますか。

### ○佐藤委員

この加齢性難聴とかというこの加齢性、年を取って、そういうふうになるとかというのだとしたら耳だけではなくて、目なんかもそうなんですよね。例えば老眼になったから眼鏡がいるよというふうなことになる、これは人数的にも広がって行って多くなってくるのではないかと思うんです。その辺りも考えないかんのじゃないかなと思います。

### ○二宮委員長

その他よろしいですか。

### ○中村委員

今、佐藤委員も言われましたように、耳だけではない高齢になれば目とも言われますように、いろいろと医療の補助の対象になるものならないもの、これから高齢化社会がますます進展するわけですけれども、この社会ですから予算のことも考えないといけないということになりますと、ここに出ておる請願というものは、あくまでも理想を先取りするような形で、耳ということだけに特化した形での請願なわけですけれども、耳だけについて請願を採択するということについては、余りにもバランスを失するような感じも私は受けるわけですので、高齢化社会で気持ちよく人生を送っていただくということになりますと、それぞれ耳も大切な器官の一つですので、それが望ましいとは思いますが、やはりそういう経済的な国民の負担ということにもつながってくるわけですので、バランスのとれた形で進めるということになりますと、いきなり採択ということじゃなしに、趣旨そのものは間違った方向ではないと思いますので、請願についての取扱いの中で、趣旨採択というのはなるべくしないということにはなっておりますけれども、私は、趣旨そのものはいいと思いますけど時期的にまだ早過ぎるのではなかろうかと、まだ国民の中ではこれからずっと議論していかざるを得ない問題だと思っております。

### ○山本委員

やっぱり公的補助という観点での請願なので、私も個人的に老人性難聴という医者からの診断を受けておりますけれども、公的扶助を受けたいなどまでは思わないので、今、中村委員も言われましたけど、この難聴ということだけに絞って公的補助を引き出すということは無理があるのではないかなという気がします。

耳だけではない目、身体、いろいろ不自由なことが加齢に従って出てくるので、そういうふうなものも含めた上での公的補助ならですけども、難聴だけに絞ってというのは今のところちょっと無理があるかなというような感じがしております。

### ○二宮委員長

それぞれ皆さんから御意見をいただきましたので、以上で質疑を終結とさせていただきたいと思えます。

それではお諮りをいたします。

ただいま出ております請願第2号「加齢性難聴者への補助器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書」の採択につきまして賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### ○二宮委員長

採択の賛成議員は1人でございましたが、引き続きまして、趣旨採択に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### ○二宮委員長

趣旨採択1人でございます。

続きまして、不採択に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### ○二宮委員長

不採択3名でございます。

以上を持ちました結果として、当委員会としては不採択ということで決したいと思います。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時51分)

【福祉事務所】

【長寿介護課】

### ○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午後0時58分)

委員長が挨拶を行う。

### ○二宮委員長

次に、藤井生活福祉部長より挨拶をよろしくお願いたします。

### ○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

藤井生活福祉部長兼福祉事務所長が挨拶を行う。

### ○二宮委員長

これより審査に入ります。

議案第121号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について」長寿介護課所管分を

議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

#### ○宇都宮長寿介護課長

それでは、議案第 121 号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について」長寿介護課所管となります西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正により、一律に定義されておりました特例基準割合の名称が、適用対象に応じました固有の特例基準割合の名称、延滞金特例基準割合と定義されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、施行期日は令和 3 年 1 月 1 日となっております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○二宮委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮委員長

なければ以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第 121 号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について」長寿介護課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 122 号「西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

宇都宮課長の説明をとめます。

#### ○宇都宮長寿介護課長

それでは、議案第 122 号「西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定」につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一

部を改正する省令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、平成 30 年度介護報酬改定において設けられました居宅介護支援事業所における管理者要件について、人材確保に関する状況等を考慮し、主任介護支援専門員でない者が管理者である要件の経過措置期間を令和 3 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 31 日まで延長するとともに、令和 3 年 4 月 1 日以降、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、介護支援専門員を管理者とする取扱いを可能にするため、当該基準及び改正省令に準じて所要の整備を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○二宮委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮委員長

ないようでございますので以上で質疑を終結といたします。

採決を行います。

議案第 122 号「西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 128 号「西予市地域福祉基金条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

#### ○宇都宮長寿介護課長

それでは、議案第 128 号「西予市地域福祉基金条例を廃止する条例制定について」御説明を申し上げます。

西予市地域福祉基金は、平成 16 年の合併時に各旧町から基金を持ち寄ることとし、地域における高齢者の健康福祉の増進を図ることを目的に設置された基金でございます。

これまで、平成 18 年度に温泉巡回バスの購入費用に 417 万 9000 円、令和元年度には、せいよチャレンジ・スペース整備事業に基金残額の 850 万 3492 円全額を活用いたしました。

今回、基金全額の取崩しを終えたことから本条例を廃止するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○二宮委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

#### ○酒井委員

先般の一般質問の中でも、西予市の福祉事業そのもの自体が非常に手薄になって熱心でないんじゃないかという質問を私させていただきました。

この廃止につきましても、基金がなくなったから本条例を廃止するとありますけれども、新しくそういう福祉事業に対して、また高齢者保護福祉事業等々に関しまして、43%を超えている 65 歳以上に対して、行政側の姿勢が少し弱いんじゃないかと思いますが、これは部長にお尋ねしなければいけないと思いますが、この基金条例を廃止する、また新しい基金を福祉事業として、高齢者に対してされる予定はあるのかどうかをお尋ねいたします。

#### ○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

新たな福祉に関する基金事業の創設ということで御質問をいただきました。

まず地域福祉基金の条例については廃止をさせていただきます。今のところ、福祉に関する基金を新たに設置するというような方向性は今ありませんが、酒井委員から貴重な御意見いただきましたので、この件については部内で協議してまいりたいと思います。

#### ○酒井委員

金婚式をやってはどうかということに関しましても検討してみますということですので、順次、この恣意に沿った形で検討していただきたいと思っております。

#### ○二宮委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮委員長

なければ以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第 128 号「西予市地域福祉基金条例を廃止する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第 129 号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

#### ○宇都宮長寿介護課長

それでは、議案第 129 号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」御説明を申し上げます。

このセンターは、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援するとともに、福祉の増進を図ることを目的として、平成 6 年 6 月に整備された施設であります。平成 18 年 4 月から現在まで、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会が指定管理者として運営しております。

今回、令和 3 年 3 月 31 日をもって指定期間が満了することに伴い、施設の指定管理者の候補者として、西予市生活福祉施設指定管理者審査委員会において審査した結果、非公募により、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めますのでございます。

選定理由といたしましては、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会のこれまでの実績、運営方針等を審査し、経営改善に対する取組、地域との連携等を総合的に勘案した結果、引き続き当該施設の管理運営を行っていただくことが適当と判断されました。

社会福祉法人西予市野城総合福祉協会の概要及び当該施設の運営計画につきましては、議案第 129 号参考資料を御参照ください。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○二宮委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

## ○山本委員

細かいことで申し訳ないけど、管理者が2人で宿直者4人ですけど、宿直は4人で回されるということですか。それとも2人ぐらいで、非常の場合にまた来るということですか。

## ○宇都宮長寿介護課長

宿直者につきましては、1名ずつのローテーションで行っております。

## ○二宮委員長

他に質疑はございませんか。

## ○中村委員

この施設を設置したのが平成6年というような説明があったように思いますが、それからずっとこの野城総合福祉協会が管理運営しておったというような説明でした。それでよろしいですか。

## ○宇都宮長寿介護課長

平成6年6月10日に建築されておりますが、建築以降、野城総合福祉協会で運営されておりました。ただ平成18年度からは指定管理制度を利用しての指定管理者の運営に移行しております。

## ○中村委員

ここは惣川ということで私行ったことはないんですけど、この福祉センターあそこの公民館のところにあるんですか。どこにあるのかな。

## ○二宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時15分)

## ○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午後1時15分)

## ○宇都宮長寿介護課長

設置場所でございますが、惣川の旧診療所の隣に設置されております。

## ○二宮委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## ○二宮委員長

なければ以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第129号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

## ○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」長寿介護課所管分を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

## ○宇都宮長寿介護課長

それでは、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」長寿介護課所管分につきまして、補正予算書に基づいて御説明を申し上げます。

予算書21ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、全国健康福祉祭えひめ大会推進事業19万6000円を減額計上しております。これは、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、今年度開催予定でありました全国健康福祉祭岐阜大会が1年延期となり、令和4年に開催予定でありました愛媛県大会は令和5年の開催となったことから、不要となりました予算を減額するものでございます。

続きまして、歳入予算の御説明をいたします。予算書12ページをお開きください。

14款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費県補助金7万5000円を減額計上しております。全国健康福祉祭が1年延期され、今年度予定しておりました事業が中止となったに伴い、事業費県補助金を減額するものでございます。

続きまして、債務負担行為補正につきまして御説明いたします。予算書7ページをお開きください。

西予市惣川高齢者生活福祉センター管理業務委託でございますが、先ほど議案第129号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」にて御説明申し上げました指定管理者に係る管理業務委託料でございます。指定期間を令和3年度から令和5年度までの3カ年、限度額を3150万円とする債務負担行為を設定するものでございます。

以上で、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」の長寿介護課所管分の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

## ○二宮委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○中村委員**

先ほどの野城総合福祉協会に管理業務を令和3年から5年までの3カ年委託するという議案第129号の説明であったんですが、従来、ずっと指定管理者制度ができてから、野城総合福祉協会が、特に問題もなく管理運営されてきたのであれば、5年とかいう方法もあったんじゃないかと思うんですけども、どういうことで3年になっとるんですか。その辺伺います。

**○二宮委員長**

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時21分)

**○二宮委員長**

再開を告げる。(再開 午後1時22分)

**○宇都宮長寿介護課長**

指定管理期間でございますが、これまでも3年の指定管理期間で運営を行っていただいておりますが、昨今指定管理者制度の見直しということを図っておりますので、今回も3年間の指定管理期間とさせていただきます。

**○二宮委員長**

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○二宮委員長**

なければ以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」長寿介護課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

**○二宮委員長**

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

引き続き、議案第134号「令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

宇都宮課長の説明を求めます。

**○宇都宮長寿介護課長**

それでは、議案第134号「令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)」につきまして、補正予算書に基づいて御説明を申し上げます。

今回の補正内容につきましては、介護保険保険者努力支援交付金及び災害等臨時特例補助金の内示確定等に伴いまして、介護給付費準備基金繰入

金を減額するとともに、各事業の財源を組替えるものでございます。

予算書6ページをお開きください。

歳入予算でございますが、4款国庫支出金、2項国庫補助金、6目介護保険保険者努力支援交付金851万2000円を増額計上しております。これは、市町村が行う自立支援重度化防止の取組に対し、評価指標の達成状況に応じて交付されるものでございます。

次に、7目災害等臨時特例補助金57万3000円を増額計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった被保険者に対する介護保険料の減免措置に関して交付されるものでございます。

続きまして、8款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金908万5000円を減額計上しておりますが、介護保険保険者努力支援交付金851万2000円及び災害等臨時特例補助金57万3000円の合計908万5000円の財源が確保されますので、介護給付費準備基金繰入金を減額するものでございます。

以上、歳入補正予算の御説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算でございますが、予算書7ページをお開きください。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費の財源でございますが、特定財源の災害等臨時特例補助金57万3000円を増額し、介護給付費準備基金繰入金908万5000円を減額して、一般財源を調整しております。

次に、3款地域支援事業費、2項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費の財源につきましては、特定財源の介護保険保険者努力支援交付金851万2000円を増額し、一般財源を851万2000円減額しております。

以上で、議案第134号「令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)」の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○二宮委員長**

宇都宮課長の説明は終わりました。

これより本案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

## ○中村委員

歳入の中の介護保険保険者努力支援交付金というのちょっと聞きなれない名前なんですが、この概要についてもう少しわかりやすく説明していただきたいと思うんですが。

## ○宇都宮長寿介護課長

介護保険保険者努力支援交付金でございますが、これは、市町村が行う自立支援重度化防止の取組に対して評価指標がございます。

評価指標というのが大きく3つに分類されております。1つ目がPDCAサイクル体制等の構築。2つ目に自立支援重度化防止等に資する施策の推進。3つ目に介護保険運営の安定化に資する施策の推進。この3項目それぞれに評価指数が設けられておりますが約200項目ございます。

その達成度につきまして、国から交付金が支給されるという形で、西予市は、愛媛県内の市におきましては、11市の内5番目に高い評価となっております。

## ○二宮委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## ○二宮委員長

ないようですので以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

議案第134号「令和2年度西予市介護保険特別会計補正予算(第3号)」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

## ○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時29分)

## 【子育て支援課】

## ○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午後1時32分)

次に、議案第124号「西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松田課長の説明を求めます。

## ○松田子育て支援課長

議案第124号「西予市乳幼児及び児童医療費助

成条例の一部を改正する条例制定について」御説明いたします。

今回の条例改正は、これまで小・中学生の通院医療費の自己負担金につきましては、2,000円を超える医療費に対し助成しておりましたが、令和3年4月から全額助成、無料化とするものでございます。

子育て支援の取組として、子ども医療費に対する助成は、子どもの健全育成及び保護者の経済的負担軽減等、子どもを安心して産み育てられる子育て環境の充実や福祉の増進に大きく寄与するものととらえております。

このことから、令和3年4月から乳幼児及び児童医療費の自己負担分の全額助成の対象を中学校卒業まで拡充し、子ども医療費助成として、医療費受給資格証を医療機関の窓口で提示することで、会計の際にその場で医療費自己負担分の支払いが不要となる、いわゆる現物給付方式により実施してまいります。

実施に当たりましては、保護者の皆様に対して、同じ症状で複数の医療機関を受診する重複受診の防止、救急等のやむを得ない受診以外は、診療時間内の受診勧奨、食事、運動、睡眠など健康づくりの推進の3点を周知することにより、医療費の適正化にも努めてまいります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

## ○二宮委員長

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

## ○酒井委員

先ほど言いました乳幼児及び児童を子どもに改めるって、子どもというのは、先ほど中学校卒業と言ったんですけど、年齢ではなしに中学校卒業ということでしょうか。

そこんところを確認したいんですが、中学校に行かずに卒業が遅れる人もおりますんで、その辺りはどういう解釈したらいいんでしょうか。

## ○松田子育て支援課長

先ほど子どもというふうな表現をさせていただいた中に、中学校卒業までと申し上げましたが、対象の子どもさんといたしましては、ゼロ歳から15歳到達後最初の3月末日までを考えております。



## ○酒井委員

だから中学生というよりも年齢で決めているということですね。

そして、高校生の場合は、こういう場合は、一方を子どもとして、乳幼児から児童として、次は、学生と呼ぶんか、何と呼ぶんですか。生徒と呼ぶんですか。大体、教育のほうで呼ぶ名とこちらの保険のほうで呼ぶ場合と多少、私ずれがあっけいので、ちょっと確認させていただいたと思います。

## ○松田子育て支援課長

今回、乳幼児医療及び児童医療費を子ども医療費として総称して、今回は受診券を作成する予定にしております。

先ほどの質問の中に、児童福祉法の中では、18歳までの子どもを児童と呼ぶというふうにされておりますので、本来であれば児童医療等も使うということも想定されますが、今回いろいろ検討した結果、子ども医療費助成ということで一本化したいという当課の考えで、子ども医療費助成、医療費受給資格証とさせていただこうと考えております。

## ○酒井委員

これは単純に条例的には15歳までという解釈でいいんですね。何かいろんなこと条例書き直しとるんでわかりにくいんですけど、15歳まではこれから無料になるという解釈でよろしいんですね。

## ○松田子育て支援課長

15歳到達後最初の3月末日まで無料と考えております。

## ○二宮委員長

その他質疑はございませんか。

## ○和気副委員長

現物給付で重複受診の防止と言われたんですが、ちょっと意味がよくわからんですが、わかりやすくお願いします。

## ○松田子育て支援課長

今までは、児童医療につきましては、2,000円を超えるものにつきましては、一度受診した際にお支払いいただいたものを還付させていただく方法、領収書を持ってきていただいて窓口で申請をしていただく方法をとっておりました。

現物給付方式と申しますのは、子ども医療費受給者証を医療機関で提示させていただくことで、そ

の場で、保険に係る自己負担分はお支払いいただくなくてもよろしいというふうな方式になります。

## ○二宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時39分)

## ○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午後1時44分)

他に質疑はございませんか。

## ○佐藤委員

子どもの医療費無償化というのは非常にありがたいことなんですが、財源の確保とかというのは非常に関わってくるんじゃないかと思います。その辺りのことはどういうふうにも考えられているのかお聞きいたします。

## ○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

佐藤委員がおっしゃるように、財源の確保がやはり一番大事なところではございます。今、令和3年度の当初予算編成に向けて、私たちとしてもその財源確保について検討しているところではございますが、なかなかその財源確保に至っていないのが現状でございます。

私どもといたしましては、現在の1.4倍ぐらいの費用が必要になってくるのではないかと想定をしております。ですので、その財源の確保を今後とも努めてまいります。皆様の健康づくりという点でも、あわせて啓発をさせていただいて、医療費の抑制につながるよう努めていきたいと考えております。

## ○二宮委員長

その他質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## ○二宮委員長

なければ以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第124号「西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

## ○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」子育て支援課所管分を議題といたします。

松田課長の説明を求めます。

## ○松田子育て支援課長

議案第 131 号「令和 2 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」の子育て支援課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

歳出予算から御説明申し上げます。予算書 21 ページを御覧ください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 552 万 9000 円の増額補正でございます。この内容につきまして、事業概要を御覧ください。

休日子どもサポート事業につきまして、夏休み等の長期休業中等に、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象として、安心・安全な居場所を確保し、子どもの育ちを支援するため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に準じて民間事業者による業務委託を行い実施するものでございます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の長期休業が短縮になるなど、当初想定した効果を得ることが困難となり事業を中止したため、委託料 364 万 1000 円を減額するものでございます。

財源といたしまして、休日子どもサポート事業費県補助金 2 分の 1 の 136 万 4000 円と休日子どもクラブ保護者負担金 94 万円、一般財源 133 万 7000 円が減額となります。

事業概要 2 段目の子育て応援臨時特別給付金給付事業につきましては、西予市独自の支援策として、国の特別定額給付金の支給対象外となりました令和 2 年 4 月 28 日から令和 3 年 3 月 31 日までに出生した乳児を監護または養育している保護者に対し、子育てのための経済的支援と若者定住の促進及び児童福祉の増進を図るため、乳児 1 人当たり 5 万円を支給するものでございます。対象となる新生児を 180 人と推計し、その給付金 900 万円に加え、郵便料、システム改修委託料など事務費 17 万円の合計 917 万円を増額補正するものでございます。

財源としまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 825 万 3000 円を充当するものでございます。

続きまして、予算書 22 ページを御覧ください。

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業につきましては、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯を対象として、1 世帯 5 万円を支給し、子育てに必要な生活費の負担増を抱えるひとり親への経済

的支援を行うものでございます。対象者は、令和 2 年 12 月の児童扶養手当の支給を受けている世帯とし、対象者を 280 世帯と想定し、その給付金 1400 万円と郵便料、システム改修料の事務費 17 万 8000 円の合計 1417 万 8000 円を増額補正するものでございます。

財源としましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1276 万円を充当するものでございます。

次に、予算書 13 ページを御覧ください。

14 款県支出金、2 項県補助金、8 目災害復旧費県補助金 7036 万 3000 円の増額補正につきましては、社会福祉施設等災害復旧費県補助金が、激甚災害として対処される国特別財政支援としてのかさ上げ分及び県補助金交付決定額を踏まえたものでございます。

野村保育所につきましては、新園舎が完成し、11 月 16 日に落成式、11 月 24 日からは無事開所を迎え、現在ゼロ歳児 2 名が新たに加わり、105 名の園児が元気に笑顔で登園しております。

次に、予算書 15 ページを御覧ください。

20 款市債、1 項市債、11 目災害復旧事業債、5 節社会福祉施設債 3890 万円の減額につきましては、今回の国からの特別財政支援により、当市財政負担が減ることから、国負担増額に相当する一般単独災害復旧事業債、特別財源の減額調整を行っており、その減額の内訳は、社会福祉施設災害復旧事業 3870 万円、野村保育所管理運営事業 20 万円でございます。

以上、令和 2 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）子育て支援課所管分の御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

## ○二宮委員長

松田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

## ○酒井委員

ひとり親世帯の臨時交付金、コロナの関係で今回結構出始めてるんですが、また追加で政府のほうやろうとしている。このあたりで、西予市に 280 世帯ですか。これの年間の所得をどこで切ってるのか。ひとり親世帯でありながら、それより少しオーバーしてるから私はもらえないよとい

う方を耳にするんですよ。その辺りはどのあたりのところで切っておるか。ちょっと説明していただいたらと思います。

**○二宮委員長**

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時54分)

**○二宮委員長**

再開を告げる。(再開 午後2時01分)

**○松田子育て支援課長**

先ほどの酒井委員からいただいた質問につきましては、詳しい資料をまた後ほど持参させていただきますので、その資料でもって確認をいただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

**○酒井委員**

この件につきましては、あくまでも自己申請ということになってるわけでございますね。

**○松田子育て支援課長**

そうです。申請制度になっております。

**○二宮委員長**

その他質疑はございませんか。

**○山本委員**

21 ページの休日子どもサポート事業なんですけど、今年にはコロナで不用額が360万円出たということなんですけど、来年度、再来年度からも休日に子どもをサポートしなければいけないような状況はもうずっと夏休み、冬休み、長期休業、親御さんにとったら出てくると思うんですけども、今年にはたまたまなくなっただけでも、来年度以降の西予市としての取組、やりますよというようなことを言っていただければ、保護者も安心するんじゃないかなと思うんですけど、その辺のお考えはいかがでしょうかですか。

**○松田子育て支援課長**

今すぐに計画というのは、まだはっきりしたものをお伝えすることはできないんですけども、子育て支援課でもアンケート等をとらせていただきまして、どういうふうな要望があるかということは一度調査させていただいた上で、このファン드를立ち上げさせていただきました。

来年度以降につきましては、そういうふうな計画もちょっとしていきたいというふうな事業者も、現在放課後やっているところでないわけではありませぬので、少しその事業者も含めて、また他の市内の事業者とも十分検討してまいりたいと考えております。

**○二宮委員長**

他にございませんか。

**○中村委員**

先ほどから議論になっております子育て応援臨時給付金とひとり親世帯臨時給付金というのは、5万円ずつということで、子育てのほうは180人を推定して、ひとり親世帯には280人の子どもさんを推定しておるということです。申請ということで先ほど言われておりましたので、申請があれば、この両方をもらう可能性の人も出てくるということですね。

**○松田子育て支援課長**

先ほど申請と申しましたが、子育て応援券につきましては申請で行います。ひとり親臨時特別給付金につきましては、世帯が12月分の児童扶養手当支給の要件のある方というふう限定しておりますので、辞退をする方以外は、こちらから給付させていただくという形を取らせていただくように考えております。

**○二宮委員長**

その他質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(委員長交代)

**○和氣副委員長**

質疑はございませんか。

**○二宮委員**

予算そのものではないんですけど、予算書を見て説明聞いたときに、22 ページ母子福祉費となっておるんですけども、今回の事業にあるように、ひとり親世帯ということで今事業がありますし、10年ぐらい前には母子と父子というのは物すごく差があったわけですよ。そこはこの10年間で埋まってきたんですけども、今ほとんど差がないように感じるんですよ。今回説明を受けたときに、ここの目のところ見たときに母子福祉費ということにちょっと違和感を感じたんですけども、今予算編成中ということでもありませんし、ここのネーミングを今度考えていただけたらいいのかなというふう思うんですけど、そういうお考えは部長いかがかなと思うんですが。

**○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長**

確かにおっしゃるとおりで、この件に関しては、ちょうど当初予算の編成時期に入っておりますので、財政課でも協議をさせていただきたいと思っております。

(委員長交代)

## ○二宮委員長

その他質疑はございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

## ○二宮委員長

なければ以上で質疑を終結いたします。  
お諮りをいたします。

議案第 131 号「令和 2 年度西予市一般会計補正  
予算(第 9 号)」子育て支援課所管分について、  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

## ○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決  
しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後 2 時 07 分)

### 【福祉課】

## ○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午後 2 時 12 分)

次に、議案第 131 号「令和 2 年度西予市一般  
会計補正予算(第 9 号)」福祉課所管分を議題と  
いたします。

池田課長の説明を求めます。

## ○池田福祉課長

それでは、議案第 131 号「令和 2 年度西予市一  
般会計補正予算(第 9 号)」の福祉課所管分につ  
いて御説明をさせていただきます。

今回の補正予算は歳出のみとなります。予算書  
20 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務  
費、民生児童委員活動推進事業の負担金及び補助  
金 338 万円を減額するものです。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染拡大の  
影響により、民生児童委員全国一斉改選の翌年度  
に実施している県外研修を翌年度に延期すること  
となったため、その研修経費に係る民生児童委員  
協議会補助金と職員随行負担金を減額補正するも  
のでございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますよう  
お願いいたします。

## ○二宮委員長

池田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

## ○酒井委員

全国一斉と言ったけど、研修は全国みんな一緒  
なんですか。

## ○池田福祉課長

全国一斉というのは改選です。

## ○酒井委員

改選でしょう。西予市になる以前の民生委員の  
研修の組み方は結構大きく組んでたんですけども、  
そして民生委員の人数も合併前から旧町ごとに変  
わってないんですよ。合わせた数が今民生委員に  
なるとるんです。その中で、非常に金額が大き  
くなるからということで、西予市の全体の中では改  
選期のときだけの 1 回の研修にした。これを旧町  
ごとの民生委員が単独でやったり、お互いが民生  
費を積み立ててやってる、手当を積み立ててやっ  
てるとこあるんですが、この金額については、も  
う少し研修が単体でもできる予算化をできるよ  
うな形にはできないでしょうか。

## ○藤井生活福祉部長兼福祉事務所長

こういった各種協議会、団体に対する補助金に  
つきましては、合併時から見直し等を行ってまい  
りまして、削減したりなかなか厳しい状況にご  
ざいます。

御意見いただきましたこの補助金につきまして、  
一応意見をいただきましたので、当部でも御検討  
はさせていただきますが、財政状況の厳しいとい  
うことは御理解いただきたいと思います。

## ○酒井委員

常々私言ってるんですけども、教育委員、農  
業委員、他の各委員の手当がございます。これは  
条例に決まってるね。それらの日数とか活動状  
況を見ましたら、もちろん民生委員はボラン  
ティア性質が非常に高いんで、なかなか他の教育委員、  
農業委員、選挙管理委員のように決まったもの  
が出せないとは思いますが、今の活動を見て  
ますと、非常にボランティア性が強いのと、地  
域の実情をしっかりとわかってないといけないのと、  
年齢が非常に高年齢化してるんで民生委員の成  
り手もない。このような形の民生委員の組織その  
もの自体の在り方とか、財政は厳しい言いますけど  
も、活動してもらってるところに対しては、今何  
をおいても、児童にしても福祉にしても高齢者の  
福祉事業にしても、民生委員に相談したり、民生  
委員の活動を頼りにしてるんです。

これをボランティアだからということで全部済

ましてしまっていたら、今民生委員の成り手も、3年に一度ですからなかなか頼みに行きにくいという実情にあるので、何らかのことを、ボランティア意識でしっかりやってもらってる人もおりますけど、中にはもう地区割りにいないからやってもらってる人もおるんで、しっかりとその辺りは、配慮・考慮を財政厳しき折がただけれどもお願いしときます。

#### ○二宮委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」福祉課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時19分)

【生活福祉部】

【健康づくり推進課】

#### ○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午後2時26分)

次に、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」健康づくり推進課所管分を議題といたします。

沖村課長の説明を求めます。

#### ○沖村健康づくり推進課長

それでは議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」の健康づくり推進課所管分の補正予算につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

今回は歳出のみでございます。予算書22ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額449万7000円の減額の内、本課の関係は、事業概要、保健衛生庶務事業36万8000円の減額補正でございます。減額の内容は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、開催中止と

なった健康都市連合総会や急遽オンライン大会に切替えました全国栄養士大会など出張が不要となった大会などの旅費を減額補正したものでございます。

次に、23ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1371万5000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、検診機関に委託していたがん検診等事業を一部中止したことから、委託料に不用額が見込まれ減額補正を行うもので、内訳は、肺がんCT検診が122万3000円の減、腹部超音波検診が1210万4000円の減、乳房超音波検診が38万8000円の減であります。

以上、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」健康づくり推進課所管分の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いをいたします。

#### ○二宮委員長

沖村課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」健康づくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時29分)

【市民課】

#### ○二宮委員長

再開を告げる。(再開 午後2時33分)

次に、議案第121号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について」市民課所管分を議題といたします。

松本課長の説明を求めます。

#### ○松本市民課長

それでは、議案第121号「西予市介護保険条例

等の一部を改正する条例制定について」市民課所管分の西予市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正による延滞金の特例割合を定める規定が改正されたことによるものであります。

主な内容としましては、同法を引用して定めている特例基準割合が、延滞金特例基準割合の名称に改正されたことに伴い、関係規定の整備を行うとともに所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

施行期日は令和3年1月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○二宮委員長

松本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮委員長

なければ以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

議案第121号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について」市民課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第123号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

松本課長の説明を求めます。

#### ○松本市民課長

それでは、議案第123号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」御説明を申し上げます。

本市では、国民健康保険法に基づき、西予市国民健康保険直営診療所を現在市内3カ所に開設し、また廃止となった惣川・遊子川地区については、移動診療車による巡回診療を実施するなど、地域住民の医療確保に努めたところであります。

今回の改正は、今後も安定した医療サービスを

提供し、医療体制のさらなる充実を図るため、業務の委託に関する規定等を整備するものであります。

施行期日は令和3年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○二宮委員長

松本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

#### ○酒井委員

この条例改正は何を目的にしているんですか。ちょっとわかりにくいので説明願います。

#### ○松本市民課長

各診療所において、将来、医療従事者、特に医師の確保が困難になった場合、基幹病院等、例えば市民病院、野村病院に業務が委託できるように条例を整備するものであります。

#### ○酒井委員

多分そうだろうと思ったんですが、三瓶の診療所の先生がもうそろそろ定年の年齢に来ております。いつかは来るであろうと思ってた準備かなというような解釈もできるんですけども、その辺りはいかがでしょう。

#### ○松本市民課長

三瓶の診療所の先生の定年が65歳で今年度末定年になっていきますけど、1年延長する形に今回になっております。

#### ○酒井委員

ということは先生がもう松山のほうへ帰りたかった場合は、将来的に委託する可能性も出てくるわけですね。今の先生、宇都宮先生でしたね、明浜町の出身の方なので、その辺り、今後できるだけおってもらえるように努力してください。お願いします。

#### ○二宮委員長

他に質疑はございませんか。

#### ○山本委員

今の酒井委員の質問でお答えいただいたことかもしれないけど、他の医療機関というところを想定されてるんですか。

#### ○松本市民課長

さっき言った市民病院と野村病院、三瓶地区については三瓶病院とか大きい病院を想定しており

ます。

#### ○山本委員

それは市内の病院に限ってということでしょうか、市外は考えてないということですか。

#### ○松本市民課長

野村病院のようにサテライトということで愛大の先生が来た場合には、愛大の先生にお願いする場合もあります。

#### ○二宮委員長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮委員長

なければ以上で質疑を終結といたします。

採決を行います。

議案第 123 号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

引き続きまして、議案第 131 号「令和 2 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」市民課所管分及び議案第 133 号「令和 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」の 2 件について、関連がございますので一括議題といたします。

松本課長の説明を求めます。

#### ○松本市民課長

それでは、議案第 131 号「令和 2 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」の市民課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

補正予算書 21 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。まず、歳出から御説明をいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、9 目後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計繰出事業で 230 万 3000 円の増額補正でございます。この繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計で御説明をさせていただきます。

続きまして、12 ページの歳入を御覧ください。

14 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費県負担金、補正額 172 万 7000 円の増額補正でござい

ます。後期高齢者医療の保険料軽減額の増加により保険基盤安定負担金を増額するものであります。

以上で、議案第 131 号「令和 2 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」の市民課所管分についての御説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 133 号「令和 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

補正予算書 7 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。歳出から御説明をいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額 230 万 3000 円の増額補正でございます。当初見込んでいました軽減対象者が増加したことにより、納付金に含まれております保険基盤安定負担金分を増額するものであります。

6 ページの歳入を御覧ください。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目保険基盤安定繰入金、補正額 230 万 3000 円の増額補正でございます。保険基盤安定負担金に係る県及び市負担分について、保険基盤安定繰入金を増額するものであります。

以上で、議案第 133 号「令和 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」についての御説明とさせていただきます。

以上 2 議案、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○二宮委員長

松本課長の説明は終わりました。

これより本案 2 件に対する一括質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮委員長

ないようですので以上で質疑を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まずは議案第 131 号についてお諮りをいたします。

議案第 131 号「令和 2 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」市民課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

## ○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

引き続き、議案第 133 号をお諮りいたします。

議案第 133 号「令和 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

## ○二宮委員長

挙手全員でございます。

原案どおり可決することに決しました。

引き続き、議案第 132 号「令和 2 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

松本課長の説明を求めます。

## ○松本市民課長

それでは、議案第 132 号「令和 2 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

補正予算書 8 ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。歳出から御説明をいたします。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、補正額 368 万 6000 円の減額補正でございます。国への保険給付費等交付金の返還が生じたため、積み立て予定の一部を償還金に充てるため、減額調整するものであります。

続きまして、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、補正額 1331 万 8000 円の増額補正でございます。平成 30 年度分及び令和元年度分の愛媛県国民健康保険給付費等交付金普通交付金の確定による精算に伴う交付金を返還するものであります。

7 ページの歳入を御覧ください。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、補正額 2 万 2000 円の増額補正でございます。国民健康保険財政調整基金の一部を 3 カ月間の定期預金としたことによる満期時の利子収入でございます。

続きまして、9 款諸収入、4 項雑入、6 目雑入、補正額 961 万円の増額補正でございます。令和元年度分市町が払い込むべき診療報酬等の額の精算による返還金となっております。

以上で、議案第 132 号「令和 2 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」についての御説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

## ○二宮委員長

松本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

## ○中村委員

国民健康保険に加入されてる西予市の方はたくさんおられるわけですが、こういうように新型コロナが次々と押し寄せて、いつ終わるかわからないということで非常に緊張感が伴っておるわけですが、基金の残高がどれぐらいになっておるのか。その残高に対して十分なのかどうか、どう評価されておるのかあわせてお尋ねいたします。

## ○松本市民課長

基金の積立て予定として約 5 億 3000 万円となっております。一応基金は今のところコロナということで対応できる基金の残高であると考えております。

## ○中村委員

大丈夫だと言われましても、それではちょっとなかなか、そう言われりやもう信用せないかなのかなという気もするわけですが、このコロナ自体がどういう展開をするかわからない中で、大丈夫と言われたんではちょっといま一つ理解しがたいところがあるんですけれどもいかがでしょうか。

## ○松本市民課長

爆発的な感染になると当然その基金というのかなり厳しくなると思います。現状でいくと、基金としては十分である蓄えとっております。

## ○二宮委員長

他にございませんか。

## ○酒井委員

ちょっと雑入ってのが内容がわかりにくいんですけど、もう少し詳しく説明していただけないか。

## ○松本市民課長

雑入ですけど、令和 2 年 2 月診療分というのが 3 月請求にあります。その分が概算払いとなっておりますので、翌年に必ず精算するようになって



おりますので、その辺が雑入として受け込むことになっております。

**○酒井委員**

差額という分ですね。大きく払った分を返してもらい、こういう解釈でよろしいですか。

**○松本市民課長**

概算払いということで精算に当たって返還される金額です。

**○酒井委員**

これを雑入で扱っていいかどうか私も疑問に思ったんですが、いかがでしょうか。

**○二宮委員長**

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時51分)

**○二宮委員長**

再開を告げる。(再開 午後2時52分)

**○松本市民課長**

返納金ということで諸収入の扱いとなります。

**○二宮委員長**

その他質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○二宮委員長**

なければ以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

議案第132号「令和2年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

**○二宮委員長**

挙手全員でございます。

当委員会として原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時53分)

**【環境衛生課】**

**○二宮委員長**

再開を告げる。(再開 午後2時58分)

次に、酒井産廃処理施設担当部長より御挨拶をいただきます。

**○酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長**

酒井生活福祉部産廃処理施設担当部長が挨拶を行う。

**○二宮委員長**

それでは審査に入ります。

議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」環境衛生課所管分を議題といた

します。

兵頭課長の説明を求めます。

**○兵頭環境衛生課長**

それでは、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」環境衛生課所管分について御説明をさせていただきます。

今回の補正予算は歳出のみとなります。

予算書23ページをお開きください。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費の5億4717万1000円を11万円増額し、5億4728万1000円とするものです。今回の補正内容は、南予エコ株式会社及び株式会社コパンから無償譲渡を受けて市有財産となった産業廃棄物関連施設の管理に伴い、当該施設が南予重機株式会社の敷地に囲まれていて、敷地内道路を通行しなければ管理ができないことから、南予重機と契約を交わした敷地内道路の市の通行権について設定登記を行うもので、そのための登記委託料11万円を増額するものです。

以上で、環境衛生課所管分の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

**○二宮委員長**

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○二宮委員長**

なければ以上で質疑を終結といたします。

これより採決を行います。

議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」環境衛生課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

**○二宮委員長**

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

続きまして、議案第136号「財産の無償貸付について」を議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

**○兵頭環境衛生課長**

続きまして、議案第136号「財産の無償貸付について」御説明をさせていただきます。

先ほど御説明しましたとおり、南予エコ株式会

社が所有していました産業廃棄物焼却施設と株式会社コパンが所有していました産業廃棄物処理施設につきましては、無償譲渡により市有財産となりました。

今回、無償貸付けを行う建物につきましては、無償譲渡を受けた施設の内、株式会社コパンが所有していた事務所及び作業所であり、南予重機からの申し出により貸し付けるものです。

当該施設は、南予重機の敷地に囲まれた立地条件により、公共施設としての利活用が困難な施設であること。また、施設の維持管理において、敷地を囲んでいます南予重機に貸し付けて一体的に管理していただくほうが合理的であることから、市の財産処理審議会の承認を得て、令和2年11月16日に相手方と仮契約書を締結しておりますので議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

#### ○二宮委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(委員長交代)

#### ○二宮委員

1点だけ質問させてもらいたいんですけど、今回の一般質問で質問されたときに、市長の答弁で進入橋の取壊しをするからという話だったんですけども、その日程みたいなのは決まってるのかどうか、その1点だけ質問させていただきます。

#### ○兵頭環境衛生課長

市長が答弁しました南予エコ株式会社の焼却施設の2階の搬入口に通じます進入する橋の取壊しにつきましては、まだ予算計上がされておられません。新年度予算に計上するよう今検討を進めているところです。ですので工事につきましては、来年度の時期、これもまだ未定でございますので、そういうことになっております。

(委員長交代)

#### ○二宮委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○二宮委員長

なければ以上で質疑を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りをいたします。

議案第136号「財産の無償貸付について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

#### ○二宮委員長

挙手全員でございます。

当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

本委員会に付託されました議案及び請願についての審査は全て終了をいたしました。

これにて閉会をいたします。

閉会 午後3時05分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長